

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

ウクライナに軍事侵攻したロシアが核兵器による威嚇を行い、戦争が継続している今、人類がかつてない核の脅威にさらされている。

一方、核兵器のない世界の実現に向けて、被害者の立場から核兵器廃絶を訴え、二度と使用されてはならないと、被爆体験の証言をはじめ、長年にわたる草の根運動の取組が評価され、日本原水爆被害者団体協議会が2024年にノーベル平和賞を受賞された。

核廃絶を求める世界の声は一層高まり、核兵器の開発・保有・使用などを禁止する核兵器禁止条約の締約国は、発効から3年を経て、94か国が署名、73か国・地域が批准しているが、核兵器保有国とその同盟国は参加しておらず、アメリカの核の傘の下にいる日本もまた署名及び批准をしていない。

しかし、多くの核非保有国で構成される核兵器禁止条約締約国会議に、唯一の被爆国である日本がオブザーバーとして参加し、非保有国との意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝える重要な役割を果たすことを求めたい。

オブザーバーは、締約国会議で口頭での声明の発出や書面での声明などの提出が認められ、書面で提出されたものは締約国会議参加国の代表団に配付することが可能となる。また、核兵器禁止条約は、核兵器の実験や使用による被害者への援助と放射能汚染地域の環境修復のための国際協力体制の構築なども求めており、これは唯一の戦争被爆国である日本が主導すべき取組である。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 日本政府として、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加するとともに、核保有国と非保有国の間の橋渡し役として貢献し、核兵器禁止に向けて積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

様

東京都府中市議会議長

手塚としひさ